

野田市私立保育所等保育事業補助金
交付規則等の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木有

野田市規則第64号

野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則等の一部を改正する規則

(野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部改正)

第1条 野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則（平成18年野田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表一時預かり事業の項中「全て保育士」の次に「（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

(野田市保育所等の利用に関する規則の一部改正)

第2条 野田市保育所等の利用に関する規則（平成27年野田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「保育士」の次に「（千葉県の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

(野田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付規則の一部改正)

第3条 野田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付規則（平成28年野田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園並びに法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設であって、市内に所在するものをいう。
- (2) 保育士 法第18条の4に規定する保育士及び千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士をいう。

(野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金交付規則の一部改正)

第4条 野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金交付規則（平成29年野田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「保育士、」を「保育士（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）、」に改める。

(野田市保育士就労奨励金支給事業補助金交付規則の一部改正)

第5条 野田市保育士就労奨励金支給事業補助金交付規則（平成31年野田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士

附 則

この規則は、公布の日から施行する。